

## 総会

配布：一般

2015年7月23日

原文：英語

## 人権理事会

### 第29会期

#### 議事日程議題1

### 議長声明

#### PRST 29/1. 人権理事会の効率性を高めること

2015年7月3日に開催された、第45回会合において、人権理事会議長は、以下の声明を發した。

人権理事会は、

2006年3月15日の60/251および2011年6月17日の65/281の総会諸決議、並びに制度構築パッケージに関する、2007年6月8日の5/1、理事会の活動と機能の再検討に関する2011年3月25日の16/21の人権理事会諸決議を再確認し、

人権理事会は、総会決議60/251において総会により示されたように、その職務権限を遂行することにおいて効率的且つ効果的であり続けるべきことを認め、

1. 理事会決議16/21に従って、主な後援者と協議して、人権理事会のテーマ別決議の自発的な年間日程表を改善することを決定し、そして国家に対し、それらの活動の二年間の継続また三年間の継続を自発的に考慮することを奨励する。

2. 事務局は、加盟国と協議して、同時に協議グループと特別職務権限保持者に十分に情報を

提供しつつ、勧告を行いまた時間をかけて、すなわち理事会周期を通して任命過程をより良く拡大するため、一度だけの特別な原則で、職務権限保持者の条件を調整する様式を特定し、理事会の審議および適切な決定のため理事会の第 30 会期に理事会に対して勧告を提出するものとするをまた決定する。

3. 協議グループにより選考されて残った候補者は、国際連合のいずれかの公用語で面接されることを要請できることをさらに決定する。

4. 国際連合人権高等弁務官事務所に対し、可及的速やかにそして遅くとも第 31 会期までに、使い勝手の良いエクストラネットを含む、既存の資源の範囲内から、国際連合の全ての公用語で、人権理事会、その制度および手続のために、より識別可能な、利用可能なそして使い勝手の良いウェブ・ページを開発し、維持しそして支援することを要請する。

5. 提案の早期通報、通常会期の終わりから二週前の終わりまでの決議案と決定案の早期提出、そして全ての報告書の早期配布に対する必要性を含む人権理事会の活動文化に関連する理事会諸決議 5/1 と 16/21 の諸規定を尊重した実施し、そして協議過程に関する透明性と包括性の原則を遵守する必要性を強調する。